**配置予定技術者届**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　あて

　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　宇治市において入札のありました下記の案件の契約に係る配置予定技術者を届出します。

　なお、本届のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 落札日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 配置予定（主任・監理）技術者名 |  |
| 雇用年月日 | 昭和　・　平成　・　令和　　　年　　　月　　　日 |
| 資格 |  |
| 営業所における専任の技術者 | 該当　　　　・　　　　非該当 |
| 配置予定技術者の手持工事 | 無　・　有 |
|  有の場合　工事名工期請負金額 |
| 現場代理人を兼務 | する　　　・　　　しない　　　（営業所の専任技術者は現場代理人不可）※兼務する場合は以下記載不要 |
| 配置予定現場代理人氏名 |  |
| 雇用年月日 | 昭和　・　平成　・　令和　　　　　年　　　月　　　日 |
| 営業所における専任の技術者 | 該当　　　　・　　　　非該当　 |

＊１　建設業許可及び配置予定（主任・監理）技術者の資格については、当該工事を施工するにあたり必要な許可・資格でなければなりません。

＊２　請負金額が4,000万円（建築一式工事である場合は8,000万円）以上の工事に配置される技術者は、その現場の専任となるため、営業所における専任の技術者が兼務することはできません。

＊３　元請として受注した金額にかかわらず、下請に発注する金額の総額が4,500万円（建築一式工事である場合は7,000万円）以上の工事については、当該工事の種類に係る特定建設業の許可を有し、かつ、監理技術者（監理技術者資格証の交付を受けている者に限る。）を専任で配置しなければなりません。

※４　現場代理人が2つの現場を兼務する場合には、当初請負金額の合計が 4,000万円（建築一式工事の場合は 8,000万円）未満でなければなりません。